

# 環境関連法規制等の動き 2011年8月

## 法令情報

### 1. 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 <法律第71号> (2011.6.22.公布)(公布後1年以内に施行)

地下水は、都市用水の使用量のうち約25%を占めていますが、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されています。

今回の水質汚濁防止法の改正は、汚染されると回復が困難な地下水汚染の防止を図るため、適用を受ける事業所について、従来の「特定事業所から公共用水域に水を排出する者」、「有害物質使用特定施設から地下に汚水等を含む水を浸透させる者」に加え、新たに前記の排水や特定地下浸透水がなくても「有害物質使用特定施設を設置する／している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置する／している者」が追加され、下記に示す内容（一部経過措置あり）が制定されました。

- 1) 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置の届出（第5条第1項関係、第5条第3項関係）
- 2) 計画変更命令等（第8条第2項関係）
- 3) 基準順守義務（第12条の4関係）
- 4) 改善命令等（第13条の3関係）
- 5) 定期点検と結果の記録、保存（第14条第5項関係）
- 6) 浄化処置命令（第14条の3関係）
- 7) 報告及び検査（第22条関係）
- 8) 上記4)5)違反への罰則（第30条及び第33条関係）

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20110622/20110622g00131/pdf/20110622g001310002.pdf>

### 2. 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第13号> (2011.7.8.公布,同日施行)

改正土壌汚染対策法は、平成22年4月1日から施行されていますが、土壌汚染による人の健康被害防止という法目的を確保しつつ、土壌汚染対策法施行規則について下記の改正が実施されました。

- 1) 形質変更時要届出区域のうち、自然由来土壌汚染地及び臨海埋立地の特例を定め、区域内において工事を行う場合の施工方法に関する制約を軽減した。（規則第58条第4項、第53条第2項、環境省告示第54号）
- 2) 上記区域指定に当たっての土壌汚染の調査方法・評価の特例を創設した。（規則第10条第2項、第10条第3項、第14条第2項）
- 3) 認定調査の負担軽減策および掘削後調査方法を制定した。（規則第59条）

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13981>

## 一般情報

### 1. 「化学物質ファクトシート 2011年版」の公表について (2011.7.7 環境省)

環境省は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」の対象となっている化学物質の情報をまとめた「化学物質ファクトシート」を公表しています。

このたび、2008年度版に収録していた303物質を最新の情報に更新するとともに、新たに40物質についての情報を追加した「化学物質ファクトシート2011年版」が完成したので、ホームページで公表するとともに、希望の方に本ファクトシートの冊子を無料（送料は自己負担）で配布しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13976>

### 2. 「土壌汚染の未然防止等マニュアル」の公表について (2011.6.28 環境省)

環境省は、土壌汚染の未然防止対策や工場等の操業中から実施可能な土壌汚染対策について、事業者等の取組みの参考となる、事例情報や早期発見のためのチェックポイントなどの事項等を「土壌汚染の未然防止等マニュアル」として取りまとめ、ホームページで公表しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13933>

以上